富山県医労連 いろうれん

全てのケア労働者に
大幅賃上げを

2022 3 NO 1

発行　富山県医労連書記局

〒931-8313 富山市豊田町 1-1-8Tel&FAX076-441-7360
E-MAIL toyamakenirouren@dream.ocn.ne.jp

全てのケア労働者への大幅賃上げで、なり手増やしてほしい。

富山県知事　新田　八朗　様　　2022 年 3 月 8 日

富山県医療労働組合連合会
執行委員長　前田洋志

安全・安心の医療・介護の実現のために
すべてのケア労働者に
大幅賃上げを求める緊急要請書

政府は 2022 年 2 月よりケア労働者の賃上げ（看護職員等処遇改善事業補助金・介護職員処遇改善支援補助金）の制度を開始しました。　低額かつ対象を限定するもので現場の分断を招いています。

看護は「救急医療管理加算を算定する救急搬送件数 200 台／年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関」に勤務する看護職員に対象が限定され、コロナの陽性者への訪問を行っている訪問看護師や、PCR 検査・ワクチン接種に疲弊するクリニックの看護師等は対象にならず、全体の看護師の半分以下しか対象になりません。

介護も居宅介護支援事業所のケアマネージャーや、病院に勤める介護職等は、直近に導入された介護報酬上の特定処遇改善加算の時と同じように、またもや対象外となっています。多くの院内保育所は無認可のため、保育の処遇改善事業の対象外であることも問題です。職場に分断を持ち込むために補助金の申請を躊躇する事業者も出ています。

介護職員や保育士は、全産業平均からみても月 6 万円～7 万円も賃金が低い実態にあります。看護師も夜勤で身体を酷使して平均賃金にやっと近づく、また生涯賃金は決して高くはありません。
富山県医労連の 22 春闘アンケートでも毎月の賃金不足額の平均は約 4 万円(39890 円)となっています。

4 病院団体協議会は、11 月 25 日「病院は新型コロナウイルス感染症にチームで対応しておりすべての職員が関わっています。個別の医療機関ですべての職種の収入を引き上げることは、現状の利益率では対応しきれるものではない為、診療報酬改定を含め、全体的な処遇改善につながる仕組みを構築していただくことを要望いたします」と声明を出しています。

コロナ禍以前から人手不足の中、医療・介護・福祉労働者は自らの健康と生活をなげうって、国民の命と暮らしを守るために激務のなかで必死に奮闘してきました。「使命感・責任感」では支えきれなくなり、退職者が続出し、深刻な事態になりかねないのが実情です。現在、職場内感染や子どもの休園・休校で仕事を休まなければいけないスタッフが少なくなく、現場の人手不足はさらに深刻です。また年度末での離職者が増えることも予測される中、国民のいのちを守る為に、今政府がなすべきことは、専門職に見合う大幅な賃上げをできる仕組みを作り、なり手を増やし、安心安全の医療介護を実現していくことです。以上を踏まえて、下記の通り要請します。

【要請項目】

1．政府の「看護処遇改善事業補助金」「介護処遇改善支援補助金」について、職種や職場を限定せず、すべての事業所、現場で働くすべての労働者が処遇改善事業の対象となるようにし、賃金引き上げにあたっては、「月額４万円以上、時間給者については、時間給 250 円以上の引き上げ」を行うこと。

2．上記の為に 富山県独自の施策を講じること。

いのちと健康守る為に医療介護現場には人が必要です。

県へ要請

3月8月、富山県医労連は、県労連と一緒に、県に左記の要請書をもって要請行動を行いました。2月議会でこの問題を取り上げた火爪県議も同行。五十里厚生部次長、今井高齢福祉課長、岩城医務課医師看護職員確保対策班長ほか4人が応じました。

介護現場に従事している執行委員より「働いて10年になるが、今が一番きつい。毎日人員が少なくこれまでの土日のような勤務。この仕事は好きだけど将来が不安。賃上げで利用者・本意の介護ができる環境を作ってほしい」と訴えました。

厚生部次長より以下の主旨の報告がありました。“生の声をしっかり受け止めたい。2月末で、この補助金申請があったのは4割、6割は対象者の範囲や就業規則の整備等の理由でこれからと聞いている。賃金については公定価格なので県独自の対策はなじまないが、国に要望していく。県としてできることは人材確保のあらゆる施策を講じることだ。あの手この手で地道にやっていきたい”